

選挙公報配布業務委託契約書(案)

1. 委託業務 令和7年執行予定の参議院議員通常選挙の公報配布
2. 仕様 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 1件あたり(選挙区選出、比例代表選出)単価 円
(契約単価には消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。)
4. 配布予定部数 33,000部
5. 履行期間 契約締結日から当該選挙期日まで
6. 契約保証人 免除

上記委託の契約について、発注者 大和高田市(以下「甲」という。)と受注者 (以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の契約事項により委託契約を締結する。

契約事項

(信義)

第1条 甲と乙とは、お互い誠意と良心に従い、この契約を遂行するものとする。

(目的)

第2条 乙は、頭書の仕様に基づいて令和7年執行予定の参議院議員通常選挙の選挙公報配布業務を行う。

(業務の監督)

第3条 乙は、この契約に基づく業務の処理中に際し、甲の監督及び指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 乙は、契約の締結によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(委託料金)

第5条 甲の乙に対する委託金額は、頭書契約金額に甲が確認した配布部数を乗じて得た額の合計額に消費税率を乗じて得た額とし、算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(契約代金の支払)

第6条 甲は、適法な乙からの支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第7条 乙の責任に帰すべき理由に基づき、甲が被害を被ったときは、乙は速やかにその損害を賠償することとする。

(機密保持)

第8条 甲乙共に本委託契約遂行上、知り得たいかなる情報、事柄、秘密も漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(再委託等の制限)

第9条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又はこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人等がこの契約に違反する行為又は不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため発注者が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第11条 甲は、前条各号に該当し契約を解除したときは、甲は乙に対し契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合における契約金額とは、予定数量に契約単価を乗じて得た額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額とする。

(談合等による解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第13条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この場合における契約金額とは、予定数量に契約金額を乗じて得た額とする。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(補則)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

(乙)